

平成 27 年 5 月 11 日

保護者 各位

那覇市立鏡原中学校
校長 上江田敏博
(公印省略)

「台風時の取り扱い」について（お知らせ）

うりずんの候、保護者の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、台風シーズンを迎え、台風の発生・進路が気になるところですが本校では台風時の取り扱いを下記のように行いますので保護者の皆様におかれましては、台風情報に留意されながら対応方よろしくお願い致します。

記

＜本校では台風時の扱いを次のように致します＞

1 「暴風警報」が発令された場合、臨時休業になる。

- (1) 朝から、「暴風警報」が発令されている間は、臨時休業です。
- (2) 正午までに「暴風警報」が解除になった場合は、登校します。
但し本校では次のようにします
 - ① 8時までに解除になった場合は、「暴風警報」が解除になった時点で速やかに学校に登校します。
※ 給食はあります。
 - ② 8時を過ぎて12時までに解除の場合は、「暴風警報」が解除になった時点で速やかに登校します。
※ 給食はありません。弁当持参で登校します。
- (3) 12時を過ぎて「暴風警報」が解除になった場合は、そのまま臨時休業です。
- (4) 授業中に「暴風警報」が発令された場合は、安全の確保を図りながら速やかに帰宅させます。

2 「暴風警報」の発令は、どうしたらわかる？

「暴風警報」が発令されたかどうかは、テレビやラジオ等で報道があります。
また、本県では、マスコミ・気象台の協力を得て「警報発令」後に「臨時休業」のお知らせを流すことになっています。休業かどうかはテレビやラジオの情報で確認して下さい。休業のテロップは、警報発令より遅れることがありますが、暴風警報が発令されたら「臨時休業のお知らせ」が流れなくてもお休みです。

※ 「暴風警報」は台風の暴風域に入っていなくても出されることが多いです。
また暴風域をぬけてもすぐには解除にならないこともあります。

3 お願い！

このお知らせは、目立つところに貼り、台風の時に利用してください。台風接近時などは朝から学校への問い合わせの電話が多く教育委員会やその他の関係機関との緊急連絡ができない状況です。休業の確認の電話はしないようにご協力お願いします。

※ 台風で休業の場合は、自宅で学習をさせてください。決して外で遊ばないようにしてください。